

平成 28 年 4 月 22 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益社団法人日本近代五種協会に対する勧告について

目 次

勧告の概要	1
勧告書	2
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	11



内 閣 府

平成 28 年 4 月 22 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益社団法人日本近代五種協会に対する勧告について

公益社団法人日本近代五種協会において、債務超過状態が続いていることに関し、行政庁（内閣総理大臣）は本日付けで、同法人に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

（この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた同法第 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。）

（勧告の概要）

公益法人として公益認定法第 5 条第 2 号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に回復、確立するため、以下の措置を講ずること。

- （１）可能な限り早期に債務超過を解消すること。そのための具体的かつ実効性ある取組を規定する計画を策定すること。
- （２）公益財団法人日本オリンピック委員会への返還債務について、これが生じた責任を明らかにするとともに、法人としてとるべき対応方針を決定し、実施すること。
- （３）各理事及び監事が、役員の義務を十分に果たし、適正な法人運営ができるよう、法人として必要な措置を決定し、実施すること。

等

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
 黛、石塚

TEL：5403－9538（直通）

FAX：5403－0231



府 益 第 3 5 0 号

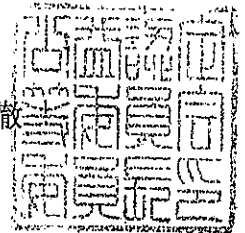
平成 2 8 年 4 月 2 2 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

公益認定等委員会

委員長 山下 徹



勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 46 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A017700
- (2) 法人の名称：公益社団法人日本近代五種協会
- (3) 代表者の氏名：浪越 信夫
- (4) 主たる事務所の所在場所：
東京都渋谷区神南 1 丁目 1 - 1 岸記念体育会館内

2 勧告の内容

公益社団法人日本近代五種協会（以下「当該法人」という。）については、以下に述べるとおり、公益認定法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるので、当該法人に対し、以下の措置をとるよう、同法第 28 条第 1 項の規定による勧告をすること。

（必要な措置）

公益法人として公益認定法第 5 条第 2 号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に回復、確立するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 公益目的事業の適正な実施を含む安定的な法人運営を行うために必要な財政基盤を確立するため、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、可能な限り早期に債務超過を解消すること。また、そのための具体的かつ

実効性ある取組を規定するとともに、債務超過の解消期限を定める計画を、平成 28 年 6 月末日までに策定すること。

- (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）への返還債務について、平成 28 年 6 月末日までに、これが生じた責任を明らかにするとともに、法人としてとるべき対応方針を決定すること。また、同年 12 月末日までに、同方針に基づく事項を実施すること。
- (3) ガバナンスが十分に機能していなかったことを踏まえ、各理事及び監事が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）の規定に基づき課せられた義務を十分に果たし、財産の管理・運用を含め適正な法人運営ができるよう、平成 28 年 6 月末日までに法人として必要な措置を決定すること。当該措置については、同年 12 月末日までに実施すること。
- (4) 平成 28 年 6 月末日までに、行政庁に対し、(1) の計画を提出するとともに、(2) の対応方針及び(3) の措置の内容について、それぞれ報告すること。また、平成 28 年 12 月末日までに(1) の計画の進捗状況並びに(2) 及び(3) の実施状況を行政庁に報告すること。さらに、(1) 及び(2) については、その計画及び対応が終了するまでの間、毎事業年度の事業報告等の提出と併せて、(1) の計画の進捗（又は達成）状況及び(2) の対応状況を行政庁に報告すること。

3 理由

公益認定等委員会は、当該法人が公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を備えているか確認するため、公益認定法第 27 条第 1 項及び第 59 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 11 月 30 日付け府益第 1210 号により、当該法人に対し報告を求めたところ、平成 28 年 2 月 22 日付け日近五発第 598 号にて報告書（以下「当該報告書」という。）の提出を受けた。

そこで、公益認定等委員会において、同法第 46 条第 1 項の規定に基づき、当該法人が同法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に該当するかについて審査したところ、以下の事実等が認められた。

(1) 経理的基礎について

当該報告書及び当該法人が公益認定法第 22 条第 1 項の規定に基づき行政庁宛てに提出している計算書類等により、以下の事実等が認められた。

- ① 平成 24 年度末時点での正味財産期末残高は 9,787,889 円であったが、平成 25 年度末時点では、13,815,428 円の債務超過となり、平成 26 年度末時点では債務超過額が 22,309,229 円となっており、財務状況は年々悪化している。
- ② 平成 26 年度の経常収益が 49,158,859 円であるのに対し、経常費用は 56,077,044 円であり、経常増減額は 6,918,185 円の赤字となっている。

- ③ 平成27年8月27日付け日近五発第499号にて「選手強化NF事業に関わる補助金の長期返還計画書」という書面をJOCに提出しており、その計画によれば、平成28年3月31日から平成37年3月31日までの返還合計額は35,050,056円とされている。

また、後述する「日本近代五種協会 損益見通し」によれば、平成27年度末における経常増減額は、2,602,550円とされており、この返還金債務を考慮すれば、平成27年度末の債務超過額は5,000万円を超えることが予想される。

なお、公益認定法第5条第2号において、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることが、公益認定の基準として求められているが、そのうち「経理的基礎」については、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める審査基準である「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（平成25年1月改定）内閣府公益認定等委員会）において、「貸借対照表、収支（損益）予算書等により、財務状態を確認し、法人の事業規模を踏まえ、必要に応じて今後の財務の見通しについて追加的に説明を求める。」こととされている。

このような債務超過の状況において、当該法人は、その解消に向けた取組を進めたとしているが、実際には以下のとおりであり、債務超過解消策の有効性及び実現可能性に疑義があることから、債務超過の解消を期待することができない、と言わざるを得ない。

- ① 平成26年8月29日に開催された理事会において、当該法人の前会長（平成27年3月9日に辞任）が、「日本近代五種協会の活動等を支援する会」（以下「支援する会」という。）が設立され、協会への協賛金や寄附金を集める等の活動を行う旨説明したが、当該報告書からは、「支援する会」からの協賛金や寄附金の入金があったと認められない。
- ② JOCから受けた専任コーチに係る助成金に関する返還金について、返還計画はJOCに提出されたものの、当該報告書に添付されている理事会や社員総会の議事録には、法人が返還計画を提出する際に、その財源について具体的にどのように措置するのか議論した記録が残されていない。
- ③ 公益認定等委員会から報告を求められた後の、平成28年2月9日に開催された理事会において、役員会費や会員会費の増額、現役員や旧執行部のメンバーからの借入金を寄附に切り替えることを依頼するなど、財政基盤の再建策について議論がなされている。しかしながら、この議論を踏まえて策定された「日本近代五種協会 損益見通し」は、今後20年近く債務超過が継続すると考えられる内容となっており、このような改善案では、財政基盤を早急に改善させるために有効な計画とは言い難い。

(2) 適正な法人運営について

理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行の監督を行うほか、代表理事の選定及び解職を行う権限を有し（一般法人法第90条第2項）、これを適切に行使する責務を負っている。

監事は、理事の職務の執行を監査する権限（業務監査及び財務監査の双方）を有し、これを実施するため各種の権限（報告要求・調査権、理事会招集請求権など）が付与され、また義務（不正行為等の理事会報告義務など）が課せられており（一般法人法第99条、第100条、第101条等）、これらの義務を果たし権限を適切に行使する責務を負っている。

経理的基礎の一要素として、財産の管理、運用については役員の適切な関与が求められることから、理事会を構成する理事及び監事は、上記（1）に記載したような債務超過が生じた場合には、法人として適切な対応策が講じられるよう、それぞれの権限を適切に行使することが求められると考えられる。

平成27年3月9日に開催された理事会では、監事からの進言により、会長の責務を果たせなかったとして前会長の辞職を促す（結果前会長は辞職）など一定の責務を果たしていたとは認められるものの、前会長の辞職以降も、債務超過の実態は明らかであり、内閣府大臣官房公益法人行政担当室からの指摘にもかかわらず、平成28年2月9日開催の理事会まで、債務超過を解消し、経理的基礎を回復するための具体的な方策が講じられなかった。

また、報告要求を受けて作成された改善策についても、前述のとおりであり、事態の深刻さを理解せず、不十分な内容となっている。

こうしたことから、各理事及び監事については、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがあり、ガバナンスが十分に機能していなかったと考えられる。

以上の事実は、当該法人について、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有していること並びに各理事及び監事が一般法人法その他の法令を遵守し適正に法人を運営することについて疑念を抱かせるものである。

したがって、公益認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったこと並びに各理事及び監事が一般法人法の規定（第90条第2項、第99条、第101条等）に基づく義務を果たしていないことが疑われることから、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当すると疑うに足る相当な理由があるものとして、同法第28条第1項の規定に基づき、当該法人に対して、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抄）

（勧告、命令等）

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4・5 （略）

（公益認定の取消し）

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 （略）

【参考2】公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（平成25年1月改定）内閣府公益認定等委員会）（抜粋）

I 公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）

2. 認定法第5条第2号関係＜経理的基礎及び技術的能力＞

＜経理的基礎＞

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

（2）経理処理・財産管理の適正性

財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁

への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること（注1）、不適正な経理処理を行わないこと（注2）とする。

（注1）略

（注2）法人の支出に使途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

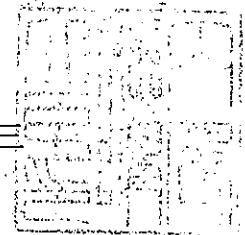


府益担第495号
平成28年4月22日

公益社団法人日本近代五種協会

代表者 浪越 信夫 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 勧告年月日

平成28年4月22日

2 勧告の内容

公益法人として公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に回復、確立するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 公益目的事業の適正な実施を含む安定的な法人運営を行うために必要な財政基盤を確立するため、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、可能な限り早期に債務超過を解消すること。また、そのための具体的かつ実効性ある取組を規定するとともに、債務超過の解消期限を定める計画を、平成28年6月末日までに策定すること。
- (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）への返還債務について、平成28年6月末日までに、これが生じた責任を明らかにするとともに、法人としてとるべき対応方針を決定すること。また、同年12月末日までに、同方針に基づく事項を実施すること。
- (3) ガバナンスが十分に機能していなかったことを踏まえ、各理事及び監事が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）の規定に基づき課せられた義務を十分に果たし、財産の管理・運用を含め適正な法人運営ができるよう、平成28年6月末日までに法人として必要な措置を決定すること。当該措置については、同年12月末日までに実施すること。

- (4) 平成 28 年 6 月末日までに、行政庁に対し、(1) の計画を提出するとともに、(2) の対応方針及び(3) の措置の内容について、それぞれ報告すること。また、平成 28 年 12 月末日までに(1) の計画の進捗状況並びに(2) 及び(3) の実施状況を行政庁に報告すること。さらに、(1) 及び(2) については、その計画及び対応が終了するまでの間、毎事業年度の事業報告等の提出と併せて、(1) の計画の進捗(又は達成) 状況及び(2) の対応状況を行政庁に報告すること。

3 理由

公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」(平成 28 年 4 月 22 日付け府益第 350 号) の 3 に記載のとおり、貴法人において公益認定法第 5 条第 2 号に掲げる基準(「経理的基礎」要件) に適合しなくなったこと、各理事及び監事が一般法人法の規定(第 90 条第 2 項、第 99 条、第 101 条等) に基づく義務を果たしていないことにより、公益認定法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に該当するに至ったと疑うに足りる相当な理由があるため。

4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容を別添報告様式により内閣府大臣官房公益法人行政担当室に報告すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、公益認定法第 28 条第 3 項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあり得ます。

5 報告期限

上記 2 (4) に記載の期限

6 報告方法

書面により提出すること。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) (抄)

(勧告、命令等)

第 28 条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがで

きる。

4・5 (略)

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 前節の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 (略)

【参考2】公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(平成20年4月(平成25年1月改定)内閣府公益認定等委員会)(抜粋)

- I 公益法人認定法第5条等について(公益社団法人・公益財団法人関係)
2. 認定法第5条第2号関係<経理的基礎及び技術的能力>

《経理的基礎》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

(2) 経理処理・財産管理の適正性

財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること(注1)、不適正な経理処理を行わないこと(注2)とする。

(注1) 略

(注2) 法人の支出に用途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

<本件担当者>(照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室 早野、西田

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

TEL 03-5403-9624 FAX 03-5403-0530

公益法人の監督措置に係る手続の流れ (公益社団法人日本近代五種協会)

